

|                  |   |              |          |
|------------------|---|--------------|----------|
| 授業科目名<br>( 英文名 ) | 教育課程論 ( 教職課程科目 ) ( Curriculum and Instruction )   | 科目区分<br>対象学生 |          |
| 単位数              | 2.0   | 開講年次・<br>学期  | 1年次・夏季集中 |
| 担当教員             | 池田 雅則   | 所属           | 看護学部     |
| オフィス・場所          |   | 連絡先          |          |
| 講義目的及び到達目標       | 教職科目である「教育課程論」では、教育課程編成の原理、その編成主体、その構造と歴史的変遷について学習する。現在の教育課程を構成する「教科」・「総合的な学習の時間」・「特別活動」という領域にそくして、教育課程のあり方を検討する。到達目標は、教育課程に関する理論をふまえて実践的な指導計画を作成できることに設定する。  |              |          |
| 講義内容・授業計画        | <p>授業の概要</p> <p>集中講義 1 日目では現代の教育課程を考える際の基本的論点を示す。2 日目では「教科」と「総合的な学習の時間」の編成について取り上げる。3 日目では「特別活動」の編成等について取り上げる。</p> <p>授業計画</p> <p>【集中講義第 1 日目】</p> <p>第 1 回 教職科目としての「教育課程」・「特別活動」<br/> 第 2 回 教育課程をめぐる最新動向 ( 1 ) : 学力問題<br/> 第 3 回 教育課程をめぐる最新動向 ( 2 ) : 新しい『学習指導要領』のねらい<br/> 第 4 回 教育課程編成の主体について<br/> 第 5 回 授業内容に関する確認と質疑応答</p> <p>【集中講義第 2 日目】</p> <p>第 6 回 教育課程編成の原理 ( 1 ) : 「知」の編成原理としての「経験主義」と「系統主義」<br/> 第 7 回 教育課程編成の原理 ( 2 ) : 『学習指導要領』の変遷にみる各「教科」の編成の論理<br/> 第 8 回 教育課程編成の原理 ( 3 ) : 『学習指導要領』にみる「総合的な学習の時間」<br/> 第 9 回 教育課程編成の原理 ( 4 ) : 授業を構成する要素<br/> 第 10 回 各「教科」・「総合的な学習の時間」の指導計画</p> <p>【集中講義第 3 日目】</p> <p>第 11 回 特別活動論 ( 1 ) : 目的と方法<br/> 第 12 回 特別活動論 ( 2 ) : 学級活動・生徒会活動<br/> 第 13 回 特別活動論 ( 3 ) : 学校行事<br/> 第 14 回 特別活動論 ( 4 ) : 指導計画<br/> 第 15 回 教育課程の評価</p> |              |          |
| テキスト             | 免許状を取得しようとする学校種の『学習指導要領』<br>養護教諭免許状および栄養教諭免許状取得希望者は『小学校学習指導要領』が望ましい   |              |          |
| 参考文献             | 授業中に適宜紹介する  |              |          |
| 成績評価の基準・方法       | <p>成績評価の基準</p> <p>教育課程に関する理論を十分に理解できている、また理論を踏まえた実践的な指導計画を作成できている者に単位を授与する。</p> <p>成績評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義中に課される小レポート32%</li> <li>・講義時に課題が提示される最終レポート68%</li> </ul>  |              |          |
| 履修上の注意・履修要件      | 遠隔授業を受ける上での注意事項をよく理解しておくこと。特に受信側学生はわからないことがあれば、授業後もしくはメールを通して積極的に質問すること。  |              |          |
| 実践的教育            | 該当しない   |              |          |

## 備考

受講生が、授業を通して教員免許取得にふさわしい「教育課程」に関する認識を形成したか、レポートを通して厳密に評価する方針をとる。評価基準は公表する。

- ・兵庫県における特色ある実践例を題材に取り入れる